1 審査会の結論

本件諮問に係る審査請求のうち、審査請求に係る対象公文書(以下「本件公文書」という。)の非開示部分の取消しを求める部分については、福岡県知事(以下「実施機関」という。)が、令和2年6月29日付け2障第1587号で行った公文書部分開示決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

また、開示部分を非開示とすることを求める部分については、却下すべきである。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

本件公文書は、平成30年7月9日付け30障第1607号で行った平成29年10月30日付け公文書開示決定の取消し及び30障第1607号-2で行った平成30年7月9日付け公文書部分開示決定の決裁に係る起案用紙、公文書開示決定の取消しに係る通知書、公文書部分開示決定通知書並びに平成29年9月27日付け自治体関係者との協議書類(平成30年7月9日付け公文書部分開示決定に係る対象公文書。以下「協議書類」という。)の4件の文書である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書に記載された個人の氏名、公園の名称、団地の名称、自治体職員措置請求書及び住民監査請求の日付が、福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。)第7条第1項第1号に該当するとして、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消すことを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、令和2年6月16日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項 の規定により、本件公文書の開示請求を行った。
- イ 実施機関は、令和2年6月29日付けで、アの請求に対し、条例第11条第1項 の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ウ 審査請求人は、令和2年7月5日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対 し審査請求を行った。
- エ 実施機関は、令和2年9月29日付けで、福岡県情報公開審査会に対し、諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関が非開示とした情報が条例第7条第1項第1号に該当することについて 条例が個人の氏名を非開示としているのは、個人のプライバシーを保護するためで ある。本件公文書中の公園の名称及び団地の名称は、個人に関する情報とはいえず、 これらを公にしたとしても、違法な公衆便所の場所が特定されるに止まり、審査請求 人という特定の個人が識別されるわけではない。
- (2) 実施機関が開示した情報の一部が条例第7条第1項第1号に該当することについて本件公文書には、平成27年に自治体に対して職員措置請求を提出したこと及び住民監査請求について監査結果を本人に通知したことに関する情報が記載されている。平成27年に行われた職員措置請求や住民監査請求のうち、当該自治体の団地内の公衆便所に係る内容のものは1件しかなく、これは請求人の名前も含めてその結果が当該自治体のホームページ上で公表されているものである。

したがって、本件公文書のうち、職員措置請求及び住民監査請求に関する部分は、 当該部分と自治体のホームページ上で公表されている住民監査請求の結果とを照合す ることで、特定の個人を識別することができることとなるものであるため、条例第7 条第1項第1号に該当し、非開示とすべき情報である。

5 実施機関の説明要旨

- (1) 条例第7条第1項第1号では、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定されている。
- (2) 本件決定については、個人の氏名、公園の名称、団地の名称、自治体職員措置請求 書及び住民監査請求の日付は、同条第1号に規定する非開示情報であると判断し、そ れ以外の部分を条例第7条及び第8条の規定に従い、開示したものである。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

本件公文書のうち協議書類は、当審査会において見分したところ、当審査会が過去に行った答申(福岡県情報公開審査会答申第194号。以下「答申第194号」という。)において審査請求に係る対象公文書となっており、その性格及び内容は、答申第194号の6(1)で判断したとおりである。

また、本件公文書のうち、協議書類以外の文書は、①平成29年10月30日付け 公文書開示決定の取消し及び平成30年7月9日付け公文書部分開示決定の決裁に係 る起案用紙、②公文書開示決定の取消しに係る通知書、③公文書部分開示決定通知書 であり、これらの文書には、文書番号、起案日、決裁日、起案者・決裁者の印影、件名、伺い文、通知書の宛先(個人名)、通知内容、開示請求に係る公文書の件名、開示しない部分及び理由等が記載されている。

(2) 実施機関が非開示とした情報の条例第7条第1項第1号本文該当性について ア 条例第7条第1項第1号本文の趣旨

本号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と 照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権 利利益を侵害するおそれがあるものを非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、家族関係、交際関係、生活記録等に関する情報、財産の状況、所得等に関する情報、資格、犯罪歴、学歴等に関する情報、心身の状況、体力、健康状態、病歴等に関する情報、思想、信条、宗教、趣味等に関する情報、知的創作物に関する情報その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別な調査をしなければ入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。

イ 条例第7条第1項第1号該当性の判断

(7) 協議書類

当審査会において、協議書類を見分したところ、(1)のとおり当該文書は答申第 194号の審査請求に係る対象公文書と同一のものであり、実施機関が本件決定 により条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした部分についても、 答申第194号の審査請求に係る公文書部分開示決定によるものと同一であることを確認した。

また、本件審査請求において実施機関が非開示とした部分を開示すべきとする 審査請求人の主張は、答申第194号における審査請求人の主張と比較して、新 たに当該部分を開示すべきとする追加的な主張がなされているものではなく、答 申第194号における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められなかった。

したがって、実施機関が非開示とした個人の氏名、自治体職員措置請求書及び 住民監査請求の日付並びに審査請求人が開示すべきと主張する団地の名称及び公 園の名称については、答申第194号にて判断した内容と同じ理由から、条例第 7条第1項第1号に該当し、非開示が妥当であると判断される。

(イ) 平成30年7月9日付け30障第1607号で行った平成29年10月30日付け公文書開示決定の取消し及び30障第1607号-2で行った平成30年7月9日付け公文書部分開示決定の決裁に係る起案用紙、公文書開示決定の取消しに係る通知書、公文書部分開示決定通知書

これらの文書において、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とされた情報は、個人の氏名であって、審査請求人は特段開示すべき旨の主張を行っていない。また、当審査会による見分で、いずれも同号本文に該当する情報であることを確認し、かつ、同号ただし書に該当しないことが明らかであることから、当該部分についても、非開示が妥当であると判断される。

- (3) 実施機関が開示した情報の非開示を求める審査請求人の主張について
 - ア 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の趣旨

行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定しているが、その趣旨は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するという点にある(同法第1条第1項)。

最高裁によると、不服申立制度は、原則として、国民の権利・利益の救済を図ることを主眼としたものであり、行政の適正な運営を確保することは行政上の不服申立に基づく国民の権利・利益の救済を通じて達成される間接的な効果に過ぎないものと解すべきである。したがって、行政庁の処分に対し不服申立をすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるべきであり、したがって、第2条にいう『行政庁の処分に不服がある者』とは、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解すべきであるとされている(最判昭和53年3月14日民集第32巻2号211頁)。

イ 本件審査請求のうち開示部分を非開示とすることを求める部分の適法性について アを踏まえ検討するに、審査請求人は、自らが行った公文書開示請求に対し、実 施機関が開示した協議書類中の情報のうち、職員措置請求及び住民監査請求に関す る部分は特定の個人を識別することができることとなるものであり、本来であれば 非開示とすべきであったということを理由として、その取消しを求めているとこ ろ、審査請求人は、公文書の開示を受けたのであるから、実施機関が行った当該処 分により自己の持つ権利(公文書の開示を求める権利)を侵害されたものとはいえ ず、また、取消し等によって回復できる権利を有するものとは認められない。 したがって、実施機関がした開示決定に対して、公文書開示請求をした当事者自身が、特定の情報について、「当該情報は、本来非開示とすべきであった」として、公文書開示決定処分の取消しを求めて審査請求を行うことは、行政不服審査法も、条例も本来的に予定していない不適法な審査請求であるというほかなく、本件審査請求のうち開示部分を非開示とすることを求める部分は、行政不服審査法第45条第1項に基づき、却下されるべきものである。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。